

### 参議院農林水産委員会質問要旨

#### 1. 企業参入の促進・漁協の弱体化

農林水産大臣

安倍政権は、これまでも農協改革、卸売市場改革等、既存の組織を弱体化させ、企業の新規参入を促進し、企業の活動を行いやすくするための法改正を続けてきた。

- 1) 平成 27 年の農協法改正では、本委員会において「農協が自主的な改革に全力で取り組むことを基本とすること」、「准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、正組合員数と准組合員数との比較等をもって規制の理由としないなど、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割や関係者の意向を十分踏まえること」という附帯決議を行った。准組合員の利用ルールの在り方については、現在、附帯決議の方向で検討が行われると考えてよいか。
- 2) 改正案は、漁業権の優先順位を廃止することにより、企業が漁協に代わって漁業権を得られるようにし、漁獲割当て（IQ）を企業に集約させることにより、漁協の弱体化を狙うものではないか。

#### 2. 漁業権の優先順位の廃止

農林水産大臣

従来、漁業権の優先順位については法律上に明記されており、地元漁協等に優先的に漁業権が付与されてきた。改正案では、優先順位は廃止されることとなる。

- 1) 改正案では、既存の漁業権者が漁場を「適切かつ有効に活用」している場合は、その者に免許するとされているが、何をもって「適切かつ有効」とみなすのかは、法律に書き込まれていない。農林水産省の技術的助言や都道府県知事の行う免許に当たって、恣意的な運用が行われることにより、漁業者が漁業権を得られないような事態も発生しうるのでないか。
- 2) また、「適切かつ有効に活用」という基準が明確でないことから、漁業者が今後も継続的に漁業権を得られるか分からない、不安定な状況に置かれることになる。漁業を今後も続けられるという安心感が得られなければ、若い担い手が漁業への就業をためらうことが懸念されるのではないか。
- 3) 地域に根付いていない企業が参入すれば、従来の操業慣行と異なる行動をし、混乱を生じさせることになるのではないか。また、一時の利益を優先し、水産資源を取り尽くした上で撤退するということが起こりうるのでないか。
- 4) 第 63 条（海区漁場計画の要件）の 2 項、「都道府県知事は、海区漁場計画の作成にあたっては、海区にかかる海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとす

る」としてありますが、新たな漁業権とは何か？また、その目的や必要性についてご説明ください。

- 5) 企業が漁業権を取得できることにより、外国資本である企業が参入してくることも想定される。これは、国土・国境が外国人によって支配される懸念があるということであり、問題ではないか。

### 3. 洋上投棄

農林水産大臣

洋上投棄をどのように防ぐつもりか。

- 1) 洋上投棄に関しては、長谷長官が「採捕」したものは報告させると衆議院で答弁しているが、この「採捕」とは具体的に何を指しているのか。
- 2) また省令等においてこの点は明確化するお考えはお持ちか。

### 4. 資源管理

農林水産大臣

資源管理の手法は、①漁船の隻数や馬力数の制限等によって漁獲圧力（資源に対する漁獲の圧力）を入口で制限する「インプットコントロール」（投入量規制）、②産卵期を禁漁にしたり、網目の大きさを規制することで、漁獲の効率性を制限し、産卵親魚や小型魚を保護する「テクニカルコントロール」（技術的規制）、③漁獲可能量（TAC）の設定などにより漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で規制する「アウトプットコントロール」（産出量規制）がある。

- 1) 水産資源は、漁獲による影響のみならず、環境変化等の影響も受けることや、再生産関係（親が増減したときにどの程度子どもが増減するのか）の把握が難しい魚種もあることから、再生産関係に依拠する最大持続生産量（MSY）理論を前提としたTAC管理には限界があるのではないか。
- 2) 仮にIQが効果的であったとしても、IQの実施には課題がある。農林水産省の人員削減が進み、予算も限られる中で、監視の人員及び予算の確保は難しく、違反者をもれなく取り締まることは困難ではないか。また、IQを守らせるためには、洋上投棄の禁止や、流通段階でのトレーサビリティの確保も必要となるのではないか。
- 3) 法案ではTAC・IQといったアウトプットコントロールを強化する一方で、トン数規制というインプットコントロールを緩和するとしている。TAC管理の有効性が確かめられていない中でインプットコントロールを緩和するのは、時期尚早ではないか。

### 5. IQ移転の問題点

農林水産大臣

IQの移転について、改正案では、漁獲割当割合を船舶等とともに譲渡する場合等で、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき限り、移転することができる」とされている。

- 1) ノルウェーにおいては、小規模漁業者がIQを他者に移譲し、それにより得た資金で、都市に移住することが多く起こっており、小規模漁業者の減少が著しい。

改正案では、船舶の譲渡を伴う場合にはIQの移転が認められており、船舶とセットでIQが売買されることも起こりうる。また、船舶と共にIQを手放した漁業者が漁村を離れてしまい、漁村の衰退につながる懸念があるのではないかと。農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り移転できるとの規定を設けているが、どのような場合に認可を拒否するのか。

## 6. 県行政による区画漁業権管理の限界 農林水産大臣

養殖を営む権利である区画漁業権は、多くの場合、漁協に免許され、漁協の管理下で組合員が行使している。

- 1) 現在は漁協免許の漁業権の行使権を漁協から与えられていた養殖業者が、法改正後に都道府県に個別に漁業免許の申請を行った場合には、それまで漁協が行っていた漁業配分や調整を県が行うようになる。県は、漁協が行うようなきめ細やかな調整を行うことが可能なのか。その態勢はとれているのか。浜が大混乱することが懸念されるのではないかと。

## 7. 農林水産省の定員問題について 農林水産大臣

平成27年度以降の5年間の政府全体の定員合理化数が全省平均で6.01%だが、農林水産省についてはその数字を大きく上回る10.24%の合理化が求められている。

農林水産省設置法一部改正にかかる附帯決議には、「農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、必要な定員を確保し、専門性を要する職務に従事する職員の処遇改善及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。また、都道府県及び市町村との連携を一層強化して、農林水産行政の推進にあたること。」が盛り込まれている。

過去の経緯や状況を鑑みれば過度な定員の合理化はあってはならないし、新規採用を含めた定員の確保は急務であると考えが如何か。

自然災害が多発する中で、防災・減災対策、訪日外国人が急増する中、検疫の役割が高まり、植物防疫所や動物検疫所の定員の確保、また漁業取り締まり案件が多発し、漁業調整事務所の定員の確保なども必要と考えるが如何か。

## 8. 辺野古新基地建設に関する執行停止について 国土交通副大臣

- 1) 日本では漁業の消滅の権限と埋立免許の権限は都道府県知事にある。東京湾、大阪湾、伊勢湾等を埋立てて、大型コンビナートを建設したことが戦後の高度成長を後押しした。しかし、今この二つの権限を国が無効化しようとしている。共同漁業権は上記のような工業用地化をされることなく漁業を守ってきたが、今回

の法案で漁業を守ることが難しくなるのではないか？ 他方、埋立の実質的な権限を沖縄県知事から奪おうとしているのが辺野古新基地建設を強行しようとする政府のやり方である。

- 2) 11月9日付けで沖縄県知事から国土交通大臣あてに提出された「執行停止決定取消し要求について」で沖縄県が主張するとおり、沖縄防衛局は「固有の資格」において埋立承認取消処分の名宛人とされたものである。国土交通省が沖縄防衛局は「固有の資格」ではないとした法的根拠を示されたい。

そもそも国土交通大臣は審査庁たりえないのではないか。見解を伺う。

国地方係争処理委員会や裁判所の判断を待つことなく、執行停止決定を自ら取り消すべきではないか。見解を伺う。

## 9. 琉球セメント関連

防衛副大臣

防衛省は琉球セメント（株）の安和棧橋を使用して12月14日の土砂投入に向けて搬出用の船に土砂を積み込む作業を行っている。

- 1) 安和棧橋の使用について防衛省と琉球セメント（株）との間に契約ないし何らかの取り決めがあるのか。その経緯を説明願いたい。
- 2) 安和棧橋の使用にあたっては、作業開始前に琉球セメント（株）より沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づき
- ① 「棧橋の工事着手届出が沖縄県に提出されていないこと」
  - ② 「棧橋の工事完了届出が沖縄県に提出されていないこと」
- について防衛省としてどのように考えているのか。
- 3) 沖縄県赤土等流出防止条例に違反することも明らかになった。県の条例・規則に違反して工事を強行しているが、その責任の所在は防衛省と琉球セメント（株）のどちらにあると考えているのか説明願いたい。